

消費者トラブル注意情報～令和8年3月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス^{※1}をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和8年3月12日調査分)

商品・サービス	相談内容の例 ^{※2}	助言
頭髪用化粧品 (定期購入のトラブルなど)	SNSの広告を見て白髪染めシャンプーを注文した。広告には「定期購入の縛りなし」と記載されていた。初回の商品が届いた後、すぐに業者に解約を伝えたところ、最低でも4回受取る契約になっていると言われた。	購入手続きの途中で、「もっとお得なコース」などの画面が表示され、そのコースを利用すると“複数回の購入が条件の(回数しばりのある)定期購入”に変更される場合があります。 ネット通販では、広告を鵜呑みにせず、必ず「最終確認画面」で、定期購入が条件になっていないか、金額、契約期間などの販売条件が表示されているか確認するようにしましょう。表示がない場合は、取消しできる場合がありますので、最終確認画面をスクリーンショット等で保存しておくようにしましょう。 (参考)広島県消費生活センターホームページ
他の健康食品 (定期購入のトラブルなど)	SNSの広告で安いダイエット食品を見た。「定期縛りなし」と記載されていたので、1回限りのつもりで注文した。業者に連絡すると、初回での解約には違約金がかかる。2回目を受け取って解約するか、違約金を払うか選ぶよう言われた。	「定期縛りなし」とは“1回限り”ではなく、「最低購入回数の指定がない契約(解約しない限り続く定期購入)」の可能性があるため、契約時には注意が必要です。最終確認画面で、定期購入が条件となっていないかや、解約の条件を必ず確認しましょう。 (参考)広島県消費生活センターホームページ
工事 (高齢者の契約に関するトラブルなど)	実家の母宅に業者が訪ねてきて「屋根がずれているのが見えたので後日修繕に伺います」と言われた。見積書などは一切提示されていない。不審だ。	必要がなければ速やかにキャンセルをしましょう。点検商法や訪問販売による高齢者の消費者被害に関する相談が、全国の消費生活センター等に多く寄せられています。家族や周囲の人は、不審な訪問者や見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。また、トラブル防止のために、事例や手口などの「情報」を集めることも大切です。 (参考)国民生活センターホームページ

※1 「最近、相談が増加している商品・サービス」について


商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合


(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合


※2 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

■相談窓口

○広島県消費生活センター「よくあるトラブル事例」⇒ 

○電話相談：消費者ホットライン(局番なしの電話番号188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。
広島県消費生活センターは、082-223-6111(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談：県サイト [電子メール受付](#)⇒ 

○消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒ 



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー&ネリー
～Stop the 泣き寝入り～

■一人暮らしを始める際のトラブルに気を付けて！

3月から4月の新生活が始まる時期にかけて、電気やガスの契約に係るトラブルが増加する傾向があります。中には、アパートに住んでいる消費者に、訪問してきた事業者が「アパート全体の電力プランが変更になり、電気料金が安くなる」などと謳い契約を促したが、実際には電力プランが変更になることはなかった等の事例があります。

「アパート全体の電力プランが変更」などと言われた場合は、必ず管理会社等に確認し、「料金が安くなる」などと言われた場合は、プラン内容を確認し他事業者と比較検討するようにしましょう。詳しくは⇒[国民生活センター](#)

【発行】広島県環境県民局消費生活課